東京都立図書館協議会第30期第6回定例会議事録

令 和 5 年 1 月 1 0 日 (火)オンライン開催(都立中央図書館4階第3研修室)午後 1 時 3 1 分 ~ 午後 3 時 9 分

出席者名簿

委 員

(欠 席 者)

小林正基委員

古屋真宏委員 植村八潮委員 小田光宏委員 久我尚子委員 関根千佳委員 新居みどり委員

五十嵐俊子委員

松本直樹委員 和気尚美委員

赤羽淳子委員 橘雅子委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長 多摩図書館長 企画経営課長 情報サービス課長 地域教育支援部管理課長

事務局

企画経営課課長代理 企画経営課企画経営総括担当 企画経営課企画経営担当

配布資料

資料1 都立図書館のDXとその先にあるサービス 提言(案)

資料1別紙1 図書館におけるDXによる利便性向上 工程表(案)

資料1別紙2 利用者の変化に応じたサービス 工程表 (案)

資料2 提言案に対する委員意見

資料3 第30期東京都立図書館協議会について

資料4 第30期協議スケジュール案

東京都立図書館協議会第30期第6回定例会

令和5年1月10日(火)

午後1時31分開会

【企画経営課長】 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして 誠にありがとうございます。

新年初回でございますので、本年も皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第30期第6回東京都立図書館協議会を開会いたします。

都立中央図書館管理部企画経営課長の福嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、配付資料の確認、情報公開、本日の次第等について、ご説明いたします。

配付資料につきましては、事前に事務局から送付しております。次第に配付資料一覧を載せております。それらをお送りしておりますので、会の途中でありましても、不足等がございましたら、チャットにご記入いただきましてお知らせ願います。資料がない場合は事務局から送付させていただきます。

次に、会議の成立についてになります。本日は小林委員がご欠席です。本協議会は委員の 半数以上の出席をもって成立となりますため、定足数を満たしており、会は成立しておりま す。

次いで、この会の情報公開についてご説明申し上げます。

当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員の お名前を伏して議事録を作成し、都立図書館ホームページ等により公開いたします。

また、記録のため、本日の会につきまして、Microsoft Teamsのレコーディング機能で録画等をしております。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

次第をご覧ください。

本日の予定でございますが、議事としまして、「第30期東京都立図書館協議会提言案について」ご協議いただく予定となっております。

それでは、これからの議事進行につきましては、小田議長にお願いしたいと思います。ど うぞよろしくお願いいたします。

【小田議長】 議長を務めます小田光宏です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたとおり、本日は「第30期東京都立図書館協議会の 提言案について」ご協議いただくことになります。

この提言の取りまとめに関しましては、松本副議長に、お忙しい中、多大なご尽力を賜っているところです。どうもありがとうございます。

それでは、内容についての説明を松本副議長からよろしくお願いいたします。

ここからは松本さんと呼ばせていただきます。

【松本副議長】 それでは、資料1と資料2を主に使って説明させていただきたいと思います。

最初、資料1からでよろしいでしょうか。提言(案)について説明に入る前に、これまで の経緯について最初に確認させていただきたいと思います。

昨年3月の第3回定例会で、DXによる利便性向上部会の骨子案についてご協議いただいて、承認を頂いております。こちらは資料1の前半部分に該当いたします。

それから、昨年10月の第5回定例会において、利用者に応じたサービス部会の骨子案についてご協議いただいて、承認をしていただいております。こちらは、資料1の後半部分ということになります。

それぞれの定例会の際にご意見を頂いて、そのご意見を踏まえて、議長および事務局と方 向性について確認をした上で、私の方でこの提言(案)を作成いたしました。

皆様には、12月5日に事務局から、提言(案)について確認の依頼が行っていると思います。そして、12月22日までに意見をお出しいただくということで、お出しいただいたものについては、資料2に事務局でまとめていただいております。こちらは、まだ提言(案)には反映しておりませんので、最後に確認をしたいと思っております。

それでは、次のページ、目次をご覧ください。

こちらについては、昨年10月の第5回定例会で、構成案ということでご確認いただいた ものとほぼ変更はありません。変更があった箇所だけ言いますと、I章の2で、前はかなり 長い節の項目名だったのですけども、それを短くしたということが1点です。

それから第Ⅱ章の題目については、以前は「DXによる利便性向上」ということでしたが、 植村委員から「図書館」というのがあった方がよいのではというご意見を頂きましたので、 「図書館におけるDXによる利便性向上」といたしました。

それから、第V章に「おわりに」というのを設けておりましたが、こちら第IV章に一緒に

いたしました。

あとは、参考資料としまして、審議経過と委員名簿をつけています。

それでは、早速内容について説明させていただきたいと思います。

第 I 章「はじめに」に関しましては、既にご覧いただいていると思いますが、定例会の場では初めてですので、段落ごとに簡単に説明させていただきたいと思います。

1節は「検討の背景とDXの定義」ということで、最初の段落では、今期の図書館協議会で都立図書館のDXについて提言するとしております。

2つ目の段落では、DXの定義ということで、スウェーデンのエリック・ストルターマンの定義、それから、経済産業省の定義を紹介しております。

次の段落は、こういったDXが新たな価値を創造し、従来の市場を全く新しいものに作り 変えているといったことをまとめております。

次の段落では、DXと、それからデジタイゼーション、デジタライゼーション、それぞれ 概念があることについて整理をしております。

2節では「図書館と関係する国・東京都のDXの取り組み」ということで、最初の段落は 国の政策についてまとめております。

それから、最初に言うのを忘れましたが、脚注を事務局でつけていただいておりますので、 こちらも併せてご確認ください。

ページをめくっていただいて、次のページの「東京都では」から始まるところでは、東京都のDXに関する政策を整理しています。

それから、次の2つの段落では、東京都立図書館の関連する施策について紹介をしております。

「一方」以降のところでは、IT関連について、利用者から環境等の整備が求められているということをまとめております。

3節の「協議の視点と留意点」につきましては、先ほど言った3月と10月の定例会で既 にご確認いただいていることですので、ここでは割愛させていただきたいと思います。

5ページ目の最後の部分だけ確認をさせていただきたいと思いますが、提言の本体の方には「想定イメージ」という四角で囲った事例が書いてあります。こちら何かということをここで書いておりまして、「提案の理解を深めることを意図して示したものである。あくまで例示的であることに留意してもらいたい」と書いてあります。

ページをめくっていただきまして、6ページ目。こちらが提言の本体ということで、前半

部分、昨年の3月の定例会で骨子案を了承いただいたものになります。こちらは既にご覧いただいていると思いますので、非常に簡単にご説明させていただきたいと思います。

2章では「図書館におけるDXによる利便性向上」ということで、1節では「サービスの DX」、ここでは4つ挙げております。

- (1) が「レファレンスサービスのDX」。
- (2)は「自宅からコレクションに出会う」ということで、200万点以上の蔵書をブラウジングできるようにするといったことを挙げております。
- (3)では「都内図書館を一つに」ということで、基礎自治体の図書館の話ですけども、総合目録等からリクエスト等を自分でできるようにするということです。
- (4)は「都立図書館が使用するプラットフォーム」ということで、ディスカバリーサービスであったり、それの国立国会図書館のデジタルコレクションとの連携について提言しております。

ページをめくっていただきまして、2節「情報資源のDX」、こちらでは4点挙げてあります。

- (1)「デジタル資料の充実」ということで、電子書籍あるいはボーンデジタルの資料、 そうしたもののさらなる収集・提供について提言を行っております。
- (2)「デジタルアーカイブの充実」ということで、図書館は既に行っているわけですけども、積極的な取組を引き続き期待したいということです。

次のページ、(3)「コレクションへのアクセス向上」ということで、ここではメタデータの統合であったり、APIを活用したメタデータのリッチ化などについて提言を行っております。

(4)「迅速正確な収集管理」ということで、DXを推進して、分類であったり、資料の 選定であったり、そうしたものに活用していってはどうかということを提言しております。 3節「施設・空間のDXについて」は、3点挙げております。

こちらの(1)に入る前に、ここに挙げられていることに関して、「ここには」というところですけども、「中央図書館の施設更新時などの機会を捉えて実施することが適当な提言も含む」と書きました。空間、場所に関わることなので、すぐにというのは難しいものもあるけれども、次の中央図書館ができるか、いつできるのか分からないですが、そのときにはぜひ検討していただきたいということもここでは入れてあります。

(1)では「快適な利用空間」ということで、手続面、利用空間面で、それぞれ提言を行

っております。

- (2)では「新たな価値創造空間」ということで、メイカースペースの設置などを提言しております。
- (3)では「働きやすい職場空間」ということで、人感センサーであったり、温湿度センサー、そうしたセンサー技術の活用などを提言しております。

4節「マネジメントのDX」は、5点挙げてあります。

- (1)「組織体制の変革」では、独立した組織、DXに関わる、それを取り扱う独立した 組織、あるいは管理職、こちらは関根委員から3月の定例会でご意見いただいたものですけ れども、そうしたものの新設を提言しております。
 - (2)では「職員の研修」ということです。
- (3)では「EBPMの推進」を挙げました。EBPMというのはエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングのことでございますけども、データを活用して政策を効率的・効果的に実現するということを提言しております。

次のページに行っていただきまして、(4)「働き方の改革」、ここではDXによって情報 共有体制の改善、職場環境のICT化、柔軟な勤務形態の導入等を提言しております。

- (5)「利用者へのリーチ」ということで、ウェブページのデザイン、あるいはSNSの 戦略的活用等を提言しております。
 - 5節「DX推進のリーダー」として、3点挙げております。
- (1)「都内図書館や都立学校等との連携強化」ということで、都内図書館とのコンソーシアム構築であったり、学校図書館等とのICTを活用した連携を提言しております。
- (2)「出版業界団体や関係省庁とへの働きかけ」ということで、図書館関係団体などと ともに出版界に働きかけるといったことや、あるいは著作権保護の在り方について、利用者 の立場を代弁する。そうした働きかけを提言しております。
- (3)「イベント情報の標準化と共有」ということで、こちらではイベントデータの標準化を視野に入れて、それをディスカバリーサービスなどと連携させてはどうかといったことを提言しております。

6節「プラットフォーム・既存技術の活用」ということで、ここでは2点挙げております。

(1)「プラットフォームの活用」ということで、既存の技術等で活用できるものがあれば、積極的にそうしたものを活用していくということをまず提言しております。都立図書館として何か開発したものがあれば、ぜひそういったものを広く公開して、図書館界の標準化

を図るべきであるということも提言しております。

(2)が「ICTツールの活用」ということで、図書館独自で開発するよりも、既にある もの、これでは自動翻訳や自動音訳、あるいはRPA、そうしたもの想定していますが、そ れらを使って自動化・効率化等を図ってはどうかということでございます。

以上が、Ⅱ章「図書館におけるDXによる利便性向上」の提言でございます。

引き続いて、Ⅲ章に入りたいと思います。こちらは10月の第5回定例会で、既に承認されたものになります。こちらも非常に簡単にご説明したいと思います。

1節「図書館利用に障害のある人々」ということで、5点挙げております。

- まず(1)「関係者の人材育成支援」ということで、アクセシブルな書籍製作に携わる人材の資質向上のために、オンラインによる講座等を開催するということを挙げております。 この文章に関しましては、関根委員からご意見をもらいまして、プリントディスアビリティ、あるいは視覚障害等の文言を整理しております。
- (2)は「都内の障害者サービス非実施地域の補完」ということで、対面音訳サービスについて、オンラインによる対面音訳サービスの実施を提言しております。
- (3)「テキストデータの製作と提供」ということで、ここではスキャナー及びOCRを 用いた書籍データのテキスト化を提言しております。
- (4)「民間のアクセシブルな電子書籍の基盤整備」では、民間のアクセシブルな電子書籍配信サービス等である程度評価できるものがあれば、ぜひライセンス契約を結んで、都内の視覚障害者等に提供することをしてはどうかということを提言しております。
- (5)「デジタルデータ収集への出版界への働きかけ」ということで、出版社が持つデジタルデータの提供の働きかけを提言しております。

2節は「日本語以外を母語とする人々」ということで、6点挙げております。

- (1)「場所を介した交流機会の提供」ということで、日本語以外を母語とする人が、居場所あるいは交流の機会とできるような環境を整備することを提言しております。
- (2)「デジタル技術を学び合う」ということで、日本語以外を母語とする人たちで、ウェブ会議サービスを活用して学び合いができるような環境整備を提言しております。
- (3)「サインシステムと情報発信のことば」ということで、サイン、あるいはウェブ上の情報について「やさしい日本語」あるいは英語を中心に整備していくことを提言しております。
 - (4)「図書館の情報発信のあり方」ということで、日本語以外を母語とする人に対して、

そうした人たちがよく利用するSNS等を活用して情報発信をすることを提言しております。

- (5)「多言語絵本の活用」ということで、多言語の電子絵本などの試験的導入や、あるいは都内図書館の多言語絵本の所蔵情報共有の仕組みの整備を提言しております。
- (6)「多言語電子書籍の提供」ということで、多言語の電子書籍の提供を提言しております。
 - 3節「高齢の人々」では、3点挙げてあります。
- (1)「デジタル機器利用のサポート」ということで、図書館が組織的、あるいは個別に デジタル機器利用のサポートを行うことを提言しております。
- (2)「利用者のピアサポート等の支援」ということで、高齢者同士あるいは異なる世代 の人々でデジタル技術を学び合う環境の提供を提言しております。
- (3)「図書リストの公開」ということで、信頼できる図書のリストの提供を提言しております。
 - 4節「働く人々、子ども・子育て中の人々」として、4点挙げております。
- (1)「非来館型のサービス」ということで、既に挙がっているものもありますけれども、 電子書籍の提供、遠隔地からのデータベース利用等の非来館型サービスのより一層の充実 を提言しております。
- (2)「オンラインによる読書イベントのホスト」ということで、オンラインによって読書イベントを開催することを提言しております。
- (3)「子ども向けプログラミング・STEAM教育」では、プログラミングあるいはSTEAM教育を体験できる環境を整備するということを提言しております。
- (4)「ビジネス支援のためのオンラインによる講座」ということで、ビジネスで活用できるオンラインデータベースの講座をオンラインで開催することを提言しております。
 - 5節「学校教育を受ける人々」に関しては、3点挙げております。
- (1)「学校向けの電子書籍等の閲覧サービス」ということで、都立高校の学校図書館を対象に電子書籍閲覧サービスの提供支援ということ、それから、都立図書館のデジタルアーカイブの活用の支援も行うということを提言しております。
- (2)「学校図書館支援センター的機能の強化」ということで、孤立しがちな学校司書を DXの観点から支援することを挙げております。
 - (3)「関係者の人材育成支援」ということで、司書教諭等に対してオンラインによる講

座を実施することを提言しております。

以上が、第Ⅲ章「利用者の変化に応じたサービス」になります。

続いて、第 \mathbb{N} 章、こちらは初めて皆さんにご覧いただいているものになります。事前資料はお送りさせていただいておりますが、内容について確認をさせていただくと、最初の段落と2つ目の段落は、提言に至る経緯を改めて確認しております。「1点目」と書かれている以降のところでは、この \mathbb{N} X推進に際しての留意点について、 \mathbb{N} 6点ほど挙げております。

1点目は、定例会でも何度か話が出たことではありますが、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの視点を踏まえるということを改めて強調しておきたいということ。

2点目は、デジタイゼーション、デジタライゼーションと関係する事業についても提言したということ。

3点目としては、これも定例会で出てきたかと思いますが、DXを個別の事業単位で捉えるのではなくて、より広い視野から捉えることの重要性を確認というか、指摘したいということです。

4点目は、図書館間の連携、特に基礎自治体などとの連携について、特に留意をしていた だきたいということを挙げております。

5点目は、DXというのは一回やっておしまいではないということで、事業を更新していくことを意識してほしいということを挙げています。

6点目が、提言では実施時の詳細を詳述しているわけではありませんし、次にご覧いただく工程表についてもあくまで目安であるということで、都立図書館の積極的な創意工夫を期待したいということを書いてあります。

資料の別紙1と別紙2は工程表になります。

事前にお出ししたものと大きく変わっておりませんが、「利用者の変化に応じたサービス 工程表」の4「働く人々、子ども・子育て中の人々」のところでは、橘委員からもう少し積 極的にできる部分はあるのではないかということでお話がありましたので、非来館型のサ ービスについて、短期のところに色をつけております。

以上で提言(案)についての説明はおしまいになります。

引き続いて、資料2の説明もさせていただきたいと思いますが、どうしましょうか。

【小田議長】 松本さん、資料2も併せてご説明いただけますでしょうか。

【松本副議長】 それでは、資料2をご覧いただけますでしょうか。

こちらについては先ほど最初にお話しいたしましたが、12月22日までに皆さんから

お出しいただいた意見になります。

スケジュールとしては、次回、提言の修正をすることはほぼ難しいということになると思いますので、できればこの場で全部、文言等を確定したいと考えています。

項番1から確認をさせていただきたいと思いますが、橘委員から「近年のデジタル化の進展は私たちの社会を大きく変革しつつある」という、提言(案)の1ページ目の部分なのですけれども、ここについて、10年以内にデジタルネイティブの世代が台頭することについて追加していただけると図書館が変化していく必要性が一層伝わるのではないかというご意見を頂きました。

そのとおりだなと思いましたので、文章としては「デジタルネイティブと呼ばれる世代も 今後台頭してくる」といった文章を追記したいと考えております。こちらについてご意見を 頂ければと思います。

項番2ですけれども「破壊的なイノベーション」という言葉が2か所、1ページと22ページに出てくるのですけども、こちらも橘委員から、ネガティブなイメージで捉えられることもあるのではということで、「革新的な」という言葉を使ってはどうかというご意見を頂きました。これもそのとおりだと思いましたので、そのようにしたいと思います。

項番3、赤羽委員から「ユニバーサルデザイン」は注釈があってよいのではということで、 こちらは既に事務局で注釈をつけていただいております。

項番4「SNS」に注釈は必要ないのではということで、こちらも注釈は削除していると 思います。

項番5「チャットボット」等について注釈がほしいということで、こちらも事務局でつけてもらいました。

項番6、7ページの部分ですが、「インターフェイス」という言葉が分かりにくいということでした。文脈からいうと「入り口」と言ってもあまりおかしくないので、ここでは、所蔵資料のデータベースは基本的に異なる入り口から提供しているというふうに、インターフェイスを「入り口」と表現したいと考えております。ですので、注釈は不要ということです。

項番7は「デジタルコレクション」についてですが、赤羽委員からはなくてもよいのでは ということでしたが、あった方がより分かりやすいかなと思いますので、こちらはそのまま とさせていただきたいと思います。

項番8の7ページと8ページですけれども、「サイロ化」等の注釈については既について

おります。「アーカイビング」という言葉が8ページのところにあります。「東京都のウェブページのアーカイビング」と書いてあるのですけれども、これは確かに分かりにくいかなと思いましたので、「保存」と書き換えたいと思います。ですので、「保存」であれば注釈は不要かなと思います。

項番9の「OPAC」ですけれども、図書館情報学用語辞典という、業界でよく使われる辞典では「オンライン蔵書目録」という方が採用されていますので、初出時に「オンライン蔵書目録(OPAC)」と表記しまして、後は「OPAC」と表現させていただきたいと思います。

項番10と項番11は「島しょ部等」ということですが、こちら、私は異存ありませんが 古屋委員、後で、今でも結構なのですけれども、意図をもし教えていただければありがたい と思うのですけれども。

【古屋委員】 8ページの2「情報資源のDX」の下、2行目のところに「島しょ部等のサービス空白地域への支援を実施する」と書かれていますので、これに基づいて書くのであれば「島しょ部等」という「等」を含める必要があるのかなと思いました。

【松本副議長】 ありがとうございます。すみません、もう一度。8ページの2の(1) に「島しょ部」という言葉が出てくると思うのですけれども。

【古屋委員】 (1)の上です。

【松本副議長】 すみません。表記が揺れているということでしたね。

【古屋委員】 そういうことです。統一感がないということです。

【松本副議長】 ありがとうございます。こちらでは「島しょ部等」としたほうが、含みがあって、幅が出てくるかなと思いますので、「等」とさせていただければと思います。ありがとうございます。

では、項番10と11については「等」を追記するとしたいと思います。

それから、項番12については「DXの技術」は多少違和感があるということで、ここについても「DXを推進し」という表現にさせていただきたいと思います。こちらは橘委員からいただいたものです。

項番13についてですが、こちらが17ページのところです。

新居委員、こちらの部分なのですが、「デジタルサイネージなどで海外の新聞記事を表示 したりニュースを流したりすることなどが」「有効と考えられる」の前にこの括弧の文章を 挿入するということでよろしいでしょうか。 【新居委員】 有効だと思えるのが何に有効なのかが分からなかったので、ただこれが母 語保持だけなのか、もっと広いこともあるのでは思ったりもするもので、この有効であるの は一体何に有効なのかということを考えた次第です。情報取得とかですかね。

【松本副議長】 括弧をそのまま差し替えるというよりも、「有効」の前に「母語保持の 観点からも」というのを挿入した方がいいのか、それでいいのかということの確認をしたか ったのですけれども、取りあえずは、ここは、そうしましたら「母語保持の観点からも」と いうのを挿入するということでよろしいですか。

【新居委員】 分かりました。お願いします。

【松本副議長】 これについては、後ほどまた議論……。

【新居委員】 後ほど議論させていただければと。お願いします。

【松本副議長】 そのように修正をしたいと思います。

項番14については、こちらもより分かりやすくなると思いますので、新居委員からご提 案いただいた文章に修正をしたいと思います。

項番15に関しましても、こちらもより分かりやすくなる文章かなと思いますので、新居 委員からご提案いただいた文章にしたいと思います。

項番16についても、文章にちょっと冗長な部分がありましたので、そこの部分を新居委員が整理をしていただいたと理解しております。そのようにしたいと思います。

駆け足で申し訳ないのですが、以上で提言(案)のご説明と、それから、資料2ついても、整理をさせていただきました。

議長にお戻ししてよろしいでしょうか。

【小田議長】 ご説明ありがとうございました。途中で少し議論もありましたので、さらに整理しながら進めていきたいと思いますが、ちょうど資料2が各委員から示されたご意見ということで、今、松本さんのところで、どのような扱いをするかということを触れていたがと思います。

先ほど新居さんとのやり取り等ありましたけれども、まずこの意見を出していただいた 皆様方から少し、松本さんからの対応の仕方について確認し、できるところから提言を確定 していきたいと思います。

お名前の出ている順番でお尋ねしますが、橘さん、ただいまの松本さんからの修正等で進めてよろしいでしょうか。

【橘委員】 幾つか意見を挙げさせていただきましたが、みんな反映させていただけると

いうことなので、よろしくお願いします。

【小田議長】 ありがとうございます。

続いて、赤羽さん、いかがでしょうか。

【赤羽委員】 私はこういう文章を読みなれないので、注釈のことについて、以前の部会でも分からないところがあったと申し上げたこともあり、確認させていただきました。前向きにいろいろやっていただいて、本当にありがたいと思いました。

特に、アーカイビングというのは、私の理解が及ばないこともあるのですけれども、場面 場面でいろいろな取り方をすることもあるので、日本語にしていただいたのはとてもよか ったなと思いました。

いろいろな、幅広い年代の方が読んでも伝わるように、脚注が入っていると思っておりま す。いろいろありがとうございました。以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは、古屋さん、先ほどのことに加えて、何かご意見ありますでしょうか。

【古屋委員】 先ほどの件は了解いたしました。

ただ、そのほかにも文言の統一感を取る必要があったり、漢字だったり、開いてあったりというようなところもあるようですので、こちらは事務局で再度確認していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【小田議長】 それについては、松本さん、さらに進めていただいて、また事務局にもご協力いただいて、完成度を上げていただければと思います。

それから、新居さん、先ほど幾つかご意見もあるということでしたけれども、いかがでしょうか。

【新居委員】 先ほどの件でいいますと、館内にデジタルサイネージですとか海外の映像とかを流すことのメリットというときに、結構いろいろメリットがあるのかなと思っています。それらを記述することなしで「活用」という言葉だけで示すこともまたいいと思いますし、具体的にイメージがしやすいもので入れるのも1つだと思います。

例えば、外国人の方もスマホを持っていらっしゃって、ニュースとか、動画とか、いろいろなものは自分のデバイスで見られる状態がある中で、あえて図書館で多言語のものを流す意味というものは何かと考えたときに、もしかしたらそこにいる日本人の方々の多言語に触れるきっかけになったり、母語の保持だったり、いろいろあるとは思うので、この公的な場所で多言語のものを流すというものの活用について大事な文章だなと思ったというこ

とです。

【小田議長】 私自身が今のところについていけないので、お教えいただきたいのですが、 17ページのお話ということでよろしいでしょうか。

【新居委員】 そうです。

【小田議長】 具体的には、どの行辺りになりますか。先ほど2点、デジタルサイネージの件と、それから……。

【新居委員】 「海外の新聞記事を表示したりニュース映像を流したり」という言葉の後の文章で「することなどが有効と考えられる」と書いてあるのですが、これは何に有効かということを記載した方がよいのではないかというのが私の提言でした。

【小田議長】 それは先ほど松本さんとやり取りがあって、それに加えて「活用」という言葉で一くくりにされているということでしたので、そこをお願いできますでしょうか。

【新居委員】 そのときに、これが何に有効なのかという、何という言葉がこの中には書かれていないので、物を流すことが何にとって有効なのか。その有効である、何に有効かという目的語を入れる必要があるのではないかということが私の提言でした。

【小田議長】 何にというお話は先ほどのやり取りの中で恐らく解決しているところか と受け止めていますけれども。

【新居委員】 解決したのですね。解決しているならば、それでいいです。

【小田議長】 違いますか。

【松本副議長】 多分、私ここを書いたときは、有効であるというのは、こうした環境をつくることで、外国人が図書館に来るという意味で有効であると多分書いたのだろうなという気がしたのですね。

ただ、確かに文章として分かりにくいところがあるとは思うので、先ほど新居委員からご 提案いただいたような、母語保持。ただ、母語保持だけでもないのかなという気もするので すよね。そうすると、「母語保持等」とかというふうに、よくある方法で「など」をつけて しまうということはあるかもしれないのですが。

そういう環境をつくることが、外国の人が集まってもいいのだとか、集まりやすくなるという環境を醸成するというモデルケースになり得るのかなと。

【新居委員】 環境づくりに有効であるとか、外国人の人も受け入れられているという環境づくりに有効であるとかとするのはどうでしょうか。

繰り返しになるのですが、皆さん別に携帯電話で、自宅でも見られる状態の中で、あえて

図書館でというときに、複数人の人が集っていたり、公的な空間でそれが流れることの有効性ということを考えたときに、自分たちもここに来ていいのだという環境づくりに有効であるというのは非常によい視点だと思います。

災害時の話になってしまうのですけれども、災害時避難所で多言語の、トイレとか、食べ物を出すとか、そういうサイネージというか、あれがあるのですが、そのときに一番大事なのは、それを読める人が読んで分かるということよりも、多言語で表示されることによって、この避難所に自分が来てもいいのだという、受け入れられているという安心感があるということを多言語表示の目的として出されているのですね。

ですから、そういった意味では、図書館で多言語の画像やニュースが流れていたり、新聞が読めるということが、自分たちも、母語が違う方々も受け入れられているということの環境づくりには非常に有効だと思いますので、「環境づくり」という言葉を入れられるのはいかがでしょうか。

【松本副議長】 私は、異存ありません。

【新居委員】 すみません。以上です。

【小田議長】 ということは、戻ってしまうかもしれませんが、「母語保持の観点からも」 という言葉は入れないという理解でしょうか。

【新居委員】 必要ありません。

【小田議長】 その代わりにというわけではないですけれども、「環境整備のために有効と考えられる」を入れるわけですね。松本さん、もう一回ちょっと文章を読み上げてください。

【松本副議長】 読みますね。私の理解では、(1)「場所を介した交流機会の提供」の2 行目の最後の方ですが、「デジタルサイネージなどで海外の新聞記事を表示したりニュース 映像を流したりすることが環境づくりに有効と考えられる」というふうに修正をしたいと 思いましたが、いかがでしょうか。

【小田議長】 分かりました。

ただ、これは私個人の意見ですけれども、第1文を受けるならば、第2文はそうとしか読めないというのが正直な感想です。言葉を入れるというよりは、有効であるということが考えられるみたいな表現でしょうか。

【新居委員】 そうですね。1 文目と 2 文目がつながるように書いていただくといいかも しれませんね。 【小田議長】 松本さん、いかがでしょうか。

【松本副議長】 すぐ今いい文章が出るか分からないので、今の議論の趣旨としましては、 第1文と第2文がうまく整合するように書くということでよろしいでしょうか。落ち着い て考えてみたいと思います。

【小田議長】 つながりの点なので、表記のことに近い話になると思います。作業として は松本さんに委ねたいと思いますので、ご理解いただくようお願いいたします。

それでは、今回の提言案につきましては、各部会の報告をベースにして組み立てていったという経緯がありますので、部会のメンバーでご意見を頂いていない方から、提言案についてのご意見を頂ければと思っております。最初にDXの部会で、植村さん、いかがでしょうか。

【植村委員】 むしろ私は読ませていただいて、整理できまして、特に何かコメントする ことなく、非常にいい形でまとまったなと感心しております。ありがとうございます。

【小田議長】 それでは、同じDX部会で、関根さん、いかがでしょうか。

【関根委員】 どうもありがとうございます。大変本当にきっちりまとまっている提言書ですばらしいと思います。

ただ、いつも締切りが終わってからごめんなさいというところなのですけれども、1点だけ修正していただきたいところがございます。

これはDXの部分ではなくて、どちらかというと多様な人々へのところなのですけれども、16ページに「民間のアクセシブルな電子書籍」というところがございますね。ここの想定イメージの中で「適当な書籍が見つかれば、それを音声再生により楽しむことができる」という言葉がございます。「適当」というのは「適切」がいいと思います。また次の「楽しむ」という言葉を「利用する」に変えてほしいのです。

視覚障害者は別に家で遊んでいる人ばかりではなく、東大の中にも星加先生や福島先生のように全盲の教授もいるし、以前は堀さんという国会議員もいらっしゃいました。大胡田さんのような弁護士さんも、またお医者様も何人もいらっしゃいます。彼らは、仕事のために、研究のために本を読むわけです。彼らは楽しむためだけに電子書籍を見つけるわけではないので、ここが「楽しむ」という言葉だと、ターゲットをあまりにも狭くしてしまう気がするのです。

ですから、この「楽しむ」というところを「利用する」ことができるにしていただけるとうれしいと思います。また「適当」となっているのは、英語ではアプロプリエイトだと思う

ので、本来の意味としては「適切」の方が良いという気もします。

もう1個、気になった点もあります。橘さんからもコメントがありましたけれども、「破壊的な」という部分ですね。これは多分英語ではディスラプティブだと思うのですね。IT系の人間はこの「ディスラプティブイノベーション」という言葉をよく使うので、私としては全く違和感がないのですけれども、IT業界でない方は大変なものとして受け取りそうです。私たちの環境を破壊しないでと思う人がいるかもしれません。私はこのディスラプティブイノベーションという言葉を一般の方に紹介するときは、「旧弊を打破し、根本的な革新をもたらすイノベーション」と説明することも多いです。これは単に先進的という意味だけではないので、もしディスラプティブという意味であれば、もう少しかみ砕いて言っていただいてもいいのかなと思います。

「破壊的」と2つ出てきますね。「先進的」というだけだとイメージが伝わらないかなという気もします。これはあくまでコメントです。

どうしても直して頂きたいのは、さっきの「楽しむ」というところだけです。後出しで申 し訳ございません。

【小田議長】 事務局の方でもフォローしていただきたいのですが、関根さんの2点目の「破壊的」というのはどこを指しているのでしょうか。各委員がついてきているのか不安です。

【関根委員】 ごめんなさい。ページを言わなければ。「破壊的なイノベーション」は2個あるのです。

【小田議長】 分かりました。ご意見ありがとうございます。

まず、1点目のところから行きましょう。16ページにつきましては、松本さん、いいですか。

【松本副議長】 今、いただいたご意見は全くだと思いますので、「適当」は「適切」、それから、「楽しむ」は「利用する」と修正をしたいと思います。

【小田議長】 では、16ページにつきましてはそのような修正ということにします。 では、もう1点ご意見いただきました「破壊的」というところはいかがでしょうか。

【松本副議長】 確かに意図としては今関根委員がおっしゃっていただいたような意図 の文章ですよね。例えば単に「革新的」というのはどうですかね。

【関根委員】 旧弊打破とかまで言わなくても、確かに「革新的」という意味ですね。でも、イノベーションはもともと「革新」なので、「革新的な革新」になりそうです。それを

考えると、もうちょっと言葉があったほうがいいかなと思います。ですから「旧弊を打破し、 根本的な革新をもたらすイノベーション」というような言い方をしているのです。

【松本副議長】 その方が、最初の文章の意図はよく伝わるかなと思います。

橘さん、どうでしょう。今、関根委員からご提案のあった、「旧弊を打破し根本的な革新をもたらすイノベーション」。

【橘委員】 より意図が伝わるようになっていいのではないかと思います。

やっぱり「破壊的な」というと、どうしても今まであったものを全て打ち壊して、今までのものを全部否定してやるような形で、次につながっていくというイメージになりにくいので、関根委員がおっしゃったように、そういったより分かりやすくなる説明がついているとよいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

【松本副議長】 では、そのように修正をしたいと思います。

【関根委員】 ありがとうございました。

【小田議長】 松本さん、もう一回繰り返していただけますか。

【松本副議長】 「デジタル技術を用いて旧弊を打破し、根本的な革新をもたらすイノベーションを起こすものと捉えられている」です。

【小田議長】 ほかの委員の方は、よろしいでしょうか。

もう1か所あるというお話でしたけれども、そちらも同様という理解でよろしいでしょうか。

【松本副議長】 大丈夫だと思います。

【小田議長】 では、2か所修正を加えることにしたいと思います。

それでは、利用者に応じたサービス部会で、久我さん、いかがでしょうか。

【久我委員】 私はあまり貢献ができなかったのですけれども、全体を改めて確認させていただき、とても網羅性に富んでいて、前向きさも感じられるよい資料に仕上がったと思います。

全体として、特にこれ以上コメントというのはないのですけれども、今「破壊的」という 表現でいろいろご意見があったようですけれども、私は特に違和感はあまり感じなかった です。恐らくこの表現はクリステンセンのイノベーションのジレンマの話で出ている「破壊 的イノベーション」というのを使っただけだと思ったので、あえて別に変える必要もないか なと私は思っています。

その注釈として、今少し言葉を加えていただいたような感じで、「破壊的イノベーション」

の意図としては皆さんご承知のとおり、全くこれまでにない価値観を新しい形で提供する という意図の「破壊的イノベーション」だと思いますので、私の個人的な意見としては「破 壊的」という表現で、むしろもっと新しい価値が創造されていくという読み取り方をする方 も多くいらっしゃるのではないかなと思います。ただ、こちらの変更に関しては松本先生に お任せしたいと思います。以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。確認もしたところですので、もしさらに表現を改めるということであれば、松本さんにお任せしたいと思います。その点はよろしくお願いいたします。

同じく利用者に応じたサービスの委員で、和気さん、いかがでしょうか。

【和気委員】 これまでのディスカッションが広く網羅されていまして、おまとめくださいまして本当にありがとうございます。

私から1点なのですけれども、改めて通して見たときに、20ページの5の「学校教育を受ける人々」の(1)「学校向けの電子書籍等の閲覧サービス」というところで、私が失念しているだけで既にディスカッション済みで解決済みのところを改めて指摘する形になってしまっているのかもしれないのですけれども、冒頭のところで「都立高校」と出てくるところがちょっと気にかかりまして。

2022年8月2日に、文科省から、GIGAスクール構想下において、より学校図書館、公立図書館の電子書籍貸出サービスを連携していきましょうねという事務連絡も出ていたりしますので、ここを「都立高校」に限定せずに、広く小中も含めてもいいのではないかなと、ちょっと気になった次第です。以上の1点です。

【小田議長】 この問題は、これまでもありました。これまでもというのは、前の期も、 その前の期も同様のところがあったと思います。改めてこの部分だけ見たときにどう読み 取れるかという話になるとは思うので、松本さん、いかがでしょうか。

【松本副議長】 こちらは、事務文書を私も昔見たのですけれども、今もう一度確認しようと思ったのですがウェブで見つかりませんでした。要するに、行政上のつながりというのですかね。基礎自治体は小中を担当して、東京都は都立高校という、そのつながりから見てこうなっているということなのですよね。

鳥取県みたいに学校図書館支援センターを小中にも広げているところはあるので、別に やれなくは全然ない話ではあるのですけれども。かなり冒険的な感じなるかなという気は します。小中に広げた場合の話ですね。という理解です。 今、古屋委員から手が挙がっております。

【小田議長】 古屋さん、ご意見あればお願いいたします。

【古屋委員】 今のところは、図書館は都立学校というのは分かるのです。「都立高校」ではなくて「都立学校」とした方がいいのではないかなと思います。特別支援学校をどういう位置づけにするかという問題です。それも含めた形の方がよろしいのではないかなと考えます。以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。そうしますと問題は小中のところですね。「都立 学校」に改める方がよいだろうということは確かかと思います。

これについては、どうでしょうね。つまり、学校図書館全般に対して都立図書館が、という文脈に変わる問題をどう考えるかという話にどうしてもなるかと思いますけれども。松本さんとしてはといいますか、利用者に応じたサービス部会としては、一応今の行政上のつながりを前提にまとめてきたという経緯になりますか。

【松本副議長】 すみません。ちょっとあまり記憶が定かでないので、ご議論いただいた方で、覚えていれば補足をしていただければと思いますが。あまり「都立」というのを前面にしてはいなかったかもしれないなという気はします。文言の整理の段階でだったかもしれません。

【小田議長】 この点、今、和気さんからご意見いただいたわけですけれども、部会としては、久我さん、新居さん、赤羽さんが委員ですけれども、何かご記憶のところなどありますでしょうか。 特段のものではないという理解でしょうか。

【赤羽委員】 そのとき話し合ったことの記憶はないのですけれども、今文章で見て「都立高校」と限定されていると、いろいろなことを分からないで読むと、なぜ都立高校だけなのかなという疑問は確かに持ってしまうかもしれないなと思います。

【小田議長】 それはそのとおりですね。その一方で、補完するという、活動を意識させる表現につながるわけなので、つまり、区市町村が設置する小中学校に対して都立図書館がそこの学校図書館の蔵書を補完するというところまで踏み込んで表記してよいかというところになるので、「都立高校」と抑えているわけですね。

【赤羽委員】 そう言われれば本当にそのとおりで、そこまで言及していいかというのは難しいところなのですけれども、ぱっと見た感じ、「何で都立高校だけ、私立高校は別なの」とか、そういう疑問が、普通の一般の視線で見て、ぱっと思い浮かんでしまったわけでして。つながりがある都立高校、都立学校にはと一言入れるだけでもいいのかなと思いました。

【小田議長】 和気さん、基本的にはそういった理解の下でこの言葉が「都立高校」「都立学校」という形になっているというのが、現時点での認識としてできると思います。言い方を変えると、小中学校の図書館というところまで踏み込んだ形までは、十分にこの協議会として議論してこなかったところもあります。それゆえ、今の提言案に入れ込むのは躊躇するというのが正直なところです。

表現としては、例えば「東京都が設置する学校の図書館の」といったような形にしてはど うでしょうか。

【和気委員】 そうですね。その方が、私は違和感なく入っていくかなという気がします。 ありがとうございます。

【小田議長】 手が挙がっているようですが、お願いいたします。

【関根委員】 門外漢で申し訳ないのですけれども、小中学校も、それから私立の学校にも、障害のある学生がどんどん入ってきています。政府はようやくインクルーシブ教育にかじを切りましたが、国連からは遅れていると昨年ものすごくたたかれたので、何とか国も政策を変えなければいけなくなってきているのですね。そのことを考えると、ここは、私は案が2つあります。

1つは、この「都立高校の」という言葉を外す。取ってしまう。そうすると、「学校図書館の蔵書を補完する観点から」というところにすれば、もしかすると、先々、小中からこういうのが欲しいのだけれどもと言われたときに、東京都の図書館がそれを小中学校も含めて支援することができるかもしれない。

2つ目の案、これは「都立高校などの学校図書館の蔵書を補完する目的から」と、「都立高校」の後に「など」を入れる。そうすると、もうちょっと幅が広くなるということで、都立高校だけなの?という和気さんの、疑問に思うところをちょっと和らげられるかなと思うのですね。

私としては、この「都立高校の」を取っ払ってしまった方が、先々、東京都の図書館ができることがすごく増えるような気がするので、それはそれでうれしいのですが。どうでしょう、この2つのどちらかで手を打ってみませんかという、そういう提案です。

【小田議長】 橘さんからご意見があるようです。お願いします。

【橘委員】 今、ご意見を伺っていて、東京都の、例えば23区ですと、結構図書館も区 市町村の図書館も充実しているのですけれども、例えば島しょ部とか、あと多摩の奥の地域 に行くと、基礎自治体の図書館というのは多分充実していないのですね。今回DXを活用し て遠隔地に対してもサービスをするということを私たちは議論をしてきたので、学校図書館という意味では、広い意味で捉えていただいた方が、東京都としても、そういった島しょ部とか遠隔地域に対しても、蔵書を補完するということで、より広く図書館の利用を活用できるのではないかなと思います。

なので、関根さんのご意見に、どちらに対しても結構賛同なのですけれども、やはり私も「学校図書館」という形で、広く取るような方向で考えていただければなと思います。 以上です。

【小田議長】 ほかに、今のところご意見ないようであれば、松本さん、まず、今のところの議論を受けていかがでしょうか。

【松本副議長】 皆さんのご意見に従いたいと思います。

「学校」を取るというのはかなり冒険的ではありますけれども、ただ、昔、東京都は基礎 自治体の図書館に補助金を出したりして、支援をしてきたという歴史はあるので、冒険的だ けれども、別にそういう、提言自体はあっていいのかなという気はします。

実際、基礎自治体の学校は、電子書籍の導入なんてまだまだというところは多いわけです。 市立図書館で、あるいは基礎自治体の公立図書館での電子書籍の導入というのもまだとい うところがあるわけですので、そういった意味で、都立がそうしたものを音頭を取るという 意味ではいいのかなという気はします。

ただ、あまり冒険しないのであれば、「など」というのでもいいのかなと思いました。

【小田議長】 ほかにご意見ございますか。

個人的には、いまだにもやもやしているところがありまして、(1)というよりは、(2) の話に議論の中心が移るような気がしないでもないということもあります。

松本さんは冒険という言葉を使われていますけれども、そこから先は認識の違いということにもなるかもしれません。冒険するということであれば、そのための議論を尽くさないといけないというのが正直な気持ちです。要するに、都内の市区町村の基礎自治体の設置する学校の図書館の蔵書も補完するのだということであれば、それを明確に示していく方が妥当ではないかと考えます。ただ、そのための議論をした上でということになると思うのです。

提言として、都立図書館に今後こうしたことを具体的にやっていただきたいということを協議会として責任を持って述べるわけですから、望ましいという感覚以上の重みがこの 提言にはあると理解しています。その辺で、そこまで踏み込めるかどうかが、個人的には躊 躇する理由です。

内容的に、そうした方向に都立図書館が進むのであれば、それは望ましいという感覚は共有した上でのことです。あくまで提言案としてどうなのかということで、この第30期の協議会の方向性を都立図書館に提言して、進めていただきたいのだと言い切れるかどうかです。

どうしましょうね。これは意見が大きく分かれているようなところにもなるのかもしれません。

先に、ほかの委員の意見も聞いておきたいと思います。

五十嵐さん、いらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

【企画経営課長】 五十嵐委員なのですけれども、欠席という連絡を頂いております。

【小田議長】 先ほど聞き逃しておりました。

【企画経営課長】 欠席でございます。

【小田議長】 小林さんが欠席というのは確認していたのですけれども。

【企画経営課長】 先ほど、五十嵐委員も欠席ということで確認が取れましたので、この場を借りてご案内いたします。

【小田議長】 五十嵐さん、小林さんから何か、事務局の方でご意見いただいていますで しょうか。

【事務局】 小林委員からは、特にご意見はいただいておりません。よろしくお願いします。

【小田議長】 五十嵐さんからも頂いていないという理解でいいですよね。

【事務局】 五十嵐委員からも、特段ご意見はいただいていない状況です。

【小田議長】 承知しました。ありがとうございます。

それでは、最後の部分の調整としてどうするか詰めていきたいと思います。先ほど私、個 人的には意見を述べさせていただきましたけれども、松本さん、いかがでしょうか。

【松本副議長】 先ほど冒険という言葉を使っていましたが、その冒険の程度はかなり大きな冒険であるというのは間違いないと思います。そもそも都立の学校であっても、東京都の行政の中では、都立図書館とのつながりという観点では、別に所管しているわけでもありませんので、組織的な距離は当然あると。

設置主体が違う学校ということになると、これはものすごい距離があるということです ので、先ほど小田議長がおっしゃっていただいたように、これを提言するだけの十分な議論 をここでやっているのかというと、その事業の大きさから考えたときにできていないのかなという気がいたします。

その意味では、そういった考え方は確かにあると思うのですけれども、小田議長がおっしゃっていただいたような、提言の重みということを考えたときに、そうしたときには慎重にならざるを得ないのかなと思いました。以上です。

【小田議長】 具体的にどうしましょう。

【松本副議長】 皆様の思いを入れるのであれば、やはり「等」という、先ほど関根委員から2案出していただいた、もう1つの「等」という表現を入れるということで、いかがでしょうか。

【小田議長】 ご意見いただいていないほかの委員の方、何かございますか。 新居さん、お願いします。

【新居委員】 この領域のことが非常に分かっていない私から、この根本的なところを聞いてしまっているのかもしれないのですが、質問をさせてください。

今現状で、都立図書館が都立の高校等を補完されている状態は、この双方向の補完というのが起きているということなのですよね。あるということ、何かそういう補完的なものをされているという現実が今あるということですか。

【小田議長】 これは、事務局に尋ねた方がいいですか、松本さん。

【松本副議長】 そうしていただいた方がいいと思います。

【小田議長】 そうしましたら、申し訳ありませんけれども、都立図書館が、現在、都立 学校に対して、蔵書の補完という点でどのような対応をしているかということについて触 れていただけますでしょうか。どなたに聞くのかちょっと分かりませんが。

【企画経営課長】 それでは、事務局から、今の件に関しましてお答えします。

今、「都立高校」と提言案にはありますけれども、都立学校も含めまして、設置者の視点でいくと、守備範囲が都立学校になるのですけれども、今、後段の方に「学校図書館の蔵書を補完する」ということで、これは設置者別に実態は行っております。

今後、DXということで、電子書籍の充実ですとか、図書館の連携とか、そういうのを図っていく上で、設置者別に守備範囲が違ってくるわけですので、ここの都立図書館の提言案としましては、「都立高校」もしくは「都立高校など」、もしくは「都立学校」、そういった守備範囲になって、区市町村に広がることだとちょっと意味合いが違ってくるのと、スケールが違ってきて、体力的にもできる、できないとか、そういうことも関わってきますので、

今実態としては設置者別に取り組んでおりますということになります。

【新居委員】 ありがとうございました。となると、今の現状ベースからの提言を考えるときには、「等」という言葉で、「都立高校等」で、この「等」の中にはもしかしたら都立学校といわれるような支援学校であるとか、もしかしたら都立の中学校もあると思いますので、そういったものを含むということ。ただ、ここの「等」に私たちのDX、または多様な人々というときの可能性は入れるこというのは、未来のためには「等」という言葉を入れていただけるといいなと思います。

DXを寄与する都民の皆様、またはこの地域の皆様というのは、多分図書館というものに 対しての大きな区分ということを意識されずに生活されているとお思いますので、その意 味でいうと、未来志向で「等」という言葉を入れていただけるといいなと、私は思います。 以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

そうしましたら、「等」という言葉を入れて落ち着かせるということでしょうか。松本さん。

【松本副議長】 その「等」の入り方なのですけれども、「都立学校等」にするのか、「都立高校等」にするのかで違ってきてしまうのですけれども、「都立学校」でよろしいですか。 「等」は入れないであれば「都立学校」。「都立高校」であれば、「都立高校等」。

【小田議長】 それぞれの皆さんの思いを受け止めるならば、「等」ということを入れて、 結果的にぼやかすことになるのだろうと思います。

ただ、市区町村の小中学校の図書館について、この協議会としては、この提言の中で含めて理解しているものではないということは、記録を読めば分かるところかと思います。その辺は取扱いの仕方次第かと思います。一方、「等」という言葉を使えば、当然一人歩きして、無限の解釈をする方も当然現れてはくるとは思うので、その点は共通理解をしっかりと持っておきたいところです。

いろいろな可能性をここで摘んでしまうような表記になるということであれば、私はそれは望ましくないとはっきり申し上げるのですが。一方できちんと議論していないような内容まで含み込んで提言するということに関しては、躊躇するというのが正直な思いなのです。その点を含めて「等」というところは、「都立高校等」ぐらいで行くならばいいでしょうし、もっとはっきりさせるならば、「都立学校の」と示す方がよいのではないかと、個

人的には思って、今の議論を聞いておりました。

関根さん、お願いいたします。

【関根委員】 私も、できれば「都立学校等」にしていただけると、特別支援学校が入ってくるので、カバーできる範囲が広がるかなと思いますけれども。都としては、あまり幅を広げたくないという気持ちも分かるので、これは図書館側のご意見も聞いてもいいのかなと思います。

ただ、ちょっと古い話になって申し訳ないのですけれども、私たちが「てんやく広場」をつくったときのことです。日本点字図書館で始めたデータをまず全国の点字図書館のネットワークに広げ、それから全国津々浦々の図書館でもそのデータベースが検索できるようにしていったのです。このことを以前私は長尾真先生とも議論したことがあります。NDLをああやって外に開いていったという先生の思いも、近いものでした。この「書籍」という人間の知恵の塊を、できるだけ様々な人々に読んでもらうために、私たちは電子書籍化し、データベース化し、自治体の枠を超えて検索や貸し出しができるようにすることを頑張ってきたわけです。

ですから今回のプログラムも、都立の学校の図書館を補完するために、都の図書館がこのようなDXを進めるという方向性を打ち出していただけるなら、DXが提供できる価値として、そこに学ぶ学生たちの希望になると思います。もし「都立学校等の学校図書館」としていただけると、私としては、都内のさまざまな学校で学ぶ学生たちへの希望の光になるのではないかという気がします。

すみません。ちょっと希望を申し上げてしまいました。以上です。

【小田議長】 関根さん、ちょっと誤解されているところがあって、「都立学校」という表現をすれば、すなわち都立の特別支援学校は当然含まれるかと思います。

【関根委員】 そうですよね。でも「都立高校」と言ってしまうと、中高一貫校とかは含まれない可能性があるので。

【小田議長】 ですので、「都立学校」だけで十分ではないかというのが、今、松本さん が示されたことと考えられないでしょうか。

【関根委員】 なるほど。その「都立学校」の後に「等」を入れると、幅が広がるから難 しいということですか。

【小田議長】 「都立学校等」と言うと、都立以外の学校も、あるいは私立学校もという 形への展開が、解釈としてはなされてしまうという議論をしたことになります。 ですので、もしその辺がご心配であれば、「都立学校」の後に、「都立高校、特別支援学校などを含む」とか、そういう補記をした形でより明確にしていった方がよいかと思います。 「都立学校」でも十分ではないかと、私自身は思っている方なのです。より明確にするにはどういう表記がよいかという話かと思うのです。

関根さんがおっしゃった特別支援学校、障害を持つ方への対応ということは、都立の学校 であれば、今回の提言では当然取り組むものなのだという理解で、協議会としては記してき たのではないかと考えます。

【関根委員】 うーん、でも都立に通っていなければ駄目だということなのですね。データが欲しいと思ったときに、市立の高校や県立の中学校に通っていたらもらえないのですね。

今、実は、いろいろな学校でインクルージョンが進んでおり教育委員会や職員会議でお話をさせていただくことが増えています。今度全盲の学生が入ってきたのだけれども、図書館はどうしたらいいと聞かれるのです。教科書のデジタル化も高校ではまだ全部は終わっていない中で、どうやったら参考書や副読本をテキスト化できるのとかいう問合せが多い。これは今、日本中で湧き上がっている問題なのです。せめて都下の小中学校に学んでいる子どもたちには、そういう本はもらえるよ、もし都立図書館にデータがあるのだったら、市区町村の教育委員会を通じて都の図書館からもらえるよというルートが将来できたらうれしいなと、つい思ってしまったのです。希望として言ってしまいました。やっぱり、組織としては難しいのでしょうね。

【企画経営課長】 今お話に出ている都立学校なのですけれども、都立高校と、それから 特別支援学校はもちろん含まれるのですけれども、都立には中高一貫校というものがござ いまして、設置者ベースで見ると、中学校も一部含まれたりします。

そういった環境ですので、「都立高校」というだけでは、たしかにニュアンスが違うので、「都立学校」というと、都立の高校、それから附属の中学校、それから一貫校、それから特別支援学校も含む定義になりますので、そこだけ情報提供させていただきます。

すみません、途中で。

【小田議長】 ありがとうございます。より定義を明らかにしていただいたと思います。 関根さんからのご意見というのは、私も個人の感覚としては賛同するものであって、その ことは私もいろいろなところで述べてきてはいます。けれども、申し訳ないのですが、ここ は議長としての立場に徹しさせていただき、この協議会としての提言を取りまとめていく

ことを考えたときに、そこはかなり高いところのハードルになってしまうという懸念を持ちます。

言い方を変えると、今回の提言をすることによって、都立図書館がこの先DXに踏み出していくということを我々は示すわけですから、そこで都立図書館側にもいろいろな不安とか懸念とかがあると思います。けれども、かなり大きな一歩になると、予測しているところです。そうすると、ここから始まるのではないかということで、これを夢物語のようにしてしまうのはかえってまずいと、個人的な意見として持っています。

具体的に実現できるところ、そして、それがこの協議会でいろいろなバックグラウンドを 持っている方の下で、合意できているところを示していった方が、堅実な発展につながるの ではないかということです。先ほど来、議長があれこれ言うのは本当はまずいのだろうと思 いながらも、申し上げてきました。

【関根委員】 了解です。分かりました。

【小田議長】 思いは分かっていただいたというか、議事進行上の問題もありますので、 結論としては、「都立学校の」という形、あるいは「東京都が設置する学校の」ぐらいのと ころで整理することを、議長としての提案としたいと思います。よろしいでしょうか。

松本さんは、それで構いませんでしょうか。

【松本副議長】 それでよろしいかと思います。

【小田議長】 ほかにお手が挙がっていないので、この項目に関しては、今のように取り扱わせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかに、各委員から既に一通りご意見等を聞いたかと思いますけれども、さらにございま すでしょうか。

それでは、意見も出そろったと思います。そしてまた、提言案の修正ということも、文言も含めて具体的に確認したと思います。若干、表記の点など幾つか残っているところはありますが、ここは松本さんに委ねて、整えていただきたいと思います。

そうしたことで、この提言案、修正を含めた形での提言案、ご了承いただくということで、 皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは、提言案を了承したということで進めていただきたいと思います。 松本さん、何か一言ありますでしょうか。 【松本副議長】 ご審議いただきましてありがとうございます。今回いただいた修正箇所を直して、3月の定例会に用意したいと思います。どうもありがとうございました。

【小田議長】 皆様、ありがとうございました。

それでは、この後のスケジュールについて、事務局からご説明お願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、スケジュールの前に共有です。つい先ほどなのですけれども、和気委員と植村委員が、ご都合により退席されております。ご了承願います。

それでは、資料4になります。「第30期都立図書館協議会協議スケジュール」をご覧ください。

こちらのスケジュールの一番下になりますけれども、次回、第7回定例会は3月開催を予定しております。今期の最終回となります。皆様に提言をご確認いただいた後、議長から館長にお渡しいただく予定でございます。

皆様に提言をご確認いただきました後、館長にお渡しいただきます。年度末の押し迫った 時期ではございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、開催の日程調整につきましては別途事務局からご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【小田議長】 今後の日程についてご説明ありがとうございました。これにて全ての議事終了といたします。司会を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 長時間にわたりありがとうございました。小田議長をはじめ、委員の皆様、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の第6回定例会を閉会とさせていただきます。ご退席のクリックにより退出をお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後3時09分閉会